

令和7年11月28日
水 道 局

電子契約の対象業種・営業種目の拡大について

東京都では、事業者の利便性向上と業務負担の軽減を図るとともに、都の事務の効率化、簡素化を実現するため、電子契約を実施しています。

水道局におきましても、令和7年1月6日（月）から電子契約を実施いたしました。

このたび、令和8年1月5日（月）以後に公告等が行われる契約案件から、以下の実施組織における電子契約の対象業種・営業種目を拡大いたしますので、お知らせいたします。

また、今後も引き続き、対象業種・営業種目を拡大していきます。

1 実施時期

令和8年1月5日（月）以後に公告等が行われる契約案件から

2 実施組織

〈対象拡大〉 水道局多摩水道改革推進本部

〈 継 続 〉 水道局経理部契約課 ・ 水道局の事業所

3 対象業種・営業種目

別紙のとおり

※一部対象外がありますので、併せて御確認ください。

【電子契約の利用方法等】

東京都電子調達システム「電子契約サービスの導入について」

（ <https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/keiyaku/denshikeiyaku/index.html> ）

に掲載している事業者向けマニュアルを御覧ください。

【問合せ先】

水道局経理部契約課(契約調整担当)

直通 03-5320-6402

電子契約の実施組織及び対象業種等について【水道局】

別紙

令和8年1月5日（月）以後に公告等が行われる契約案件から、多摩水道改革推進本部における電子契約の対象業種・営業種目を、以下のとおり拡大いたします。

区 分		実 施 組 織	対 象 業 種 ・ 営 業 種 目
工 事 等	継 続	水道局 経理部 契約課	全業種（工事・設計等委託）
	対 象 拡 大	水道局 多摩水道改革推進本部	
	継 続	水道局の事業所 （給水管理事務所/ 水源管理事務所/ 支所/ 浄水管理事務所/ 建設事務所 等）	工事7業種 01 道路舗装工事 02 橋りょう工事 03 河川工事 04 水道施設工事 05 下水道施設工事 06 一般土木工事 07 建築工事
物品買入れ等	継 続	水道局 経理部 契約課	全営業種目（物品・委託等）
	対 象 拡 大	水道局 多摩水道改革推進本部	
	継 続	水道局の事業所 （給水管理事務所/ 水源管理事務所/ 支所/ 浄水管理事務所/ 建設事務所 等）	物品買入れ（001～099） ※委託等（101～201）を除く

留
意
事
項

- 以下については対象外となりますので、御留意ください。
- 契約書鑑、約款及び仕様書等添付文書を含めた契約書一式のデータ容量が50MBを超える案件
 - 契約変更手続
 - 請書により行うもの
 - 1つの契約案件において契約相手が複数存在しているもの